

川辺町民の歯と口腔の健康づくり推進条例（案）

川辺町民の歯と口腔の健康づくり推進条例（平成 25 年川辺町条例第 33 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが、町民の質の高い生活を確保するとともに、町民の心身の健康の保持及び増進並びに健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下この条において同じ。）の延伸に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、町民の歯と口腔の健康づくり推進に関する基本方針を定め、町の責務及び町民、歯科医療等業務従事者等の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康保持及び増進し、並びにその口腔機能を維持及び向上させることをいう。
- (2) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) かかりつけ歯科医 町民の歯と口腔の健康づくりを日常的に把握し、歯及び口腔の健康相談、治療等に対応する歯科医師をいう。
- (4) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (5) 保健医療関係者 保健医療に関する職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (6) 福祉関係者 社会福祉に関する職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (7) 医療保険者 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 7 項に規定する医療保険者をいう。
- (8) 口腔保健医療サービス 歯と口腔の健康づくりのために歯科医療等業務従事者が提供するサービスをいう。
- (9) 口腔ケア 口腔内を清潔に保つことを目的とした清掃中心のケア並びに口から食べることを目的とした訓練及び指導を中心としたケアをいう。
- (10) 8020 運動 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例(平成 22 年岐阜県条例第 31 号) 第 2 条第 7 号に規定する 8020 運動をいう。

(基本方針)

第3条 歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防、介護予防、食育推進等に重要な役割を果たすことに鑑み、町民自らが生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、全ての町民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本方針とする。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、町民の歯と口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、町民、歯科医療等業務従事者、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者の行う歯と口腔の健康づくりに関する取組が効果的に推進されるよう、必要な対策を講ずるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本方針にのっとり、自ら歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔ケア等により、歯科疾患を予防するよう努めるものとする。

2 町民は、基本方針にのっとり、かかりつけ歯科医による指導及び定期的な歯科健診又は歯科医療及び歯科保健指導を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

3 父母その他の子どもを現に監護する者は、基本方針にのっとり、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、当該子どもの歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の促進に努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第6条 歯科医療等業務従事者は、基本方針にのっとり、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、歯科医療機関がかかりつけ歯科医の機能を十分に発揮できるよう、良質かつ適切な歯科健診、保健指導及び歯科医療を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本方針にのっとり、その業務において、幼児、児童、生徒又は学生に対する歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

2 保健医療関係者は、基本方針にのっとり、その業務において、保健医療サービスを必要とする者の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 福祉関係者は、基本方針にのっとり、その業務において、障がい者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

4 教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者は、他の者が行う歯と口腔の健康づくりに

関する取組と連携し、及び当該取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の責務)

第 8 条 町内に事業所を有し、その事業者で従業員を雇用する事業者は、基本方針にのっとり、従業員の歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、基本方針にのっとり、町内の被保険者が歯科健診等を受ける機会を確保することができるよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第 9 条 町は、町民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに正しい知識の普及啓発を推進すること。
- (2) 母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るため、妊娠期において歯科口腔保健に必要な予防対策等を推進すること。
- (3) むし歯や歯肉炎になりやすく、口腔機能を獲得する乳幼児期及び学齢期において、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者及び教育関係者と連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能を獲得するための施策及び教育等を推進すること。
- (4) 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医療等業務従事者及び保健医療従事者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策等を推進すること。
- (5) 歯の喪失及び口腔機能が低下しやすい高齢期において、オーラルフレイル（口腔機能が弱まっていく状態をいう。以下この号において同じ。）の進行が、心身の機能の低下につながることから、オーラルフレイルを早期に把握し、回復させ、及び予防する取組を推進すること。
- (6) 障がい者又は介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対して、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携を図りつつ、訪問による歯科医療、口腔ケア等を推進すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりと食育、喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供その他の必要な施策を推進すること。
- (8) 周術期における歯科疾患の治療及び口腔ケア等を適切に行うため、医科及び歯科の連携体制の構築を推進すること。
- (9) 災害発生時における歯科医療又は歯科保健の提供体制の確保及び災害に備えた当該体制の整備を推進すること。
- (10) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、8020 運動を推進すること。
- (11) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び調査研究を推進すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。
(基本的な計画)

第10条 町は、前条に定める施策を計画的に実施するため、基本的な計画を定めるものとする。

2 町長は、前項の計画を定めたときは、遅延なく、これを公表するものとする。当該計画を変更したときも、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。